

1. 姓名: _____ 2. 性别: _____ 3. 年龄: _____ 4. 职业: _____ 5. 教育程度: _____ 6. 婚姻状况: _____ 7. 子女数量: _____ 8. 其他: _____	9. 兴趣爱好: _____ 10. 健康状况: _____ 11. 宗教信仰: _____ 12. 其他: _____
---	--

第 年 月 日 (整理番号)

税務署長

[illegible]

電子通知

殿

第 年 月 日 (整理番号)

税務署長

年分所得税及び復興特別所得税の更正通知書

あなたが 年 月 日付でされた 年分所得税及び復興特別所得税の更正の請求については、
下の表のとおり更正します。

この結果、この通知により減少する税額は、下の表の太い枠内ようになります。

区 分			A 更 正 前 の 額	B 更 正 後 の 額	C 増 減 (△印) 差 額 (B-A)
所得金額		1	円	円	
		2			
		3			
		4			
	計 (総所得)	5			円
		6			
所得金額から差し引かれる金額	社会保険料、小規模企業共済等掛金控除	7			
	生命保険料、地震保険料控除	8			
	障害者、寡婦、ひとり親、勤労学生控除	9			
	配偶者、配偶者特別控除	10			
	扶養控除	11			
	基礎控除	12			
	7 欄 から 12 欄 までの 計	13			
	雑損、医療費、医療費(特例)控除	14			
	寄附金控除	15			
	所得控除額の計	16			
課税される所得金額		総所得	17		
(16欄の金額を5欄、6欄から順に控除)			18		
算出税額	17 欄 に 対 す る 税 額	19			
	18 欄 に 対 す る 税 額	20			
	計	21			
所得税額		22			
から差し引		23			
かれる金額		24			
差引所得税額(21欄-22欄-23欄-24欄)(引ききれないときは0)			25		
災 害 減 免 額			26		
再差引所得税額(基準所得税額)(25欄-26欄)			27		
復興特別所得税額(27欄×2.1%)			28		
所得税及び復興特別所得税の額(27欄+28欄)			29		
外 国 税 額 控 除 等			30		
源 泉 徴 収 税 額			31		
中 告 納 税 額 (29欄-30欄-31欄)			32		円
予定納税額	第 1 期	33			
	第 2 期	34			
確定納税額	納付すべき税額	35			
	(32欄-33欄-34欄) 還 付 金 の 額	36			
差引減少(△印)する税額(35欄-36欄)			37		

本表の
一の三

電子通知

□□□□-□□□□

殿

税務署長

印

年分所得税及び復興特別所得税の

通知書

加算税の賦課決定

年分の所得税及び復興特別所得税について、別表のとおり、所得税及び復興特別所得税の額等の
及び加算税の賦課決定をします。

この結果、この通知により 新たに納付すべき 税額は、下表のとおりになります。
減 少 す る

本 税 の 額 (別表 ④ の ㉔ 欄の金額)		円	○ この新たに納付すべき税額は、 年 月 日 までに日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理 店(郵便局を含む。))又は当税務署へ納付してくだ さい。 ○ また、本税には、確定申告期限の翌日から納付す る日まで延滞税がかかりますから、別添の「延滞税 の計算方法」により延滞税を計算して同時に納付し てください。
加 算 税 の 額	申告加算税 (別表 ⑤ の ㉔ 欄の金額)		
	重 加 算 税 (別表 ⑤ の ㉔ 欄の金額)		

○ この処分の理由

○ この処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

本
表
の
二

【納付すべき税額がある方】

納 付 場 所

日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署（一定の場合、指定を受けたコンビニエンスストアに納付を委託できます。）

※ コンビニエンスストアに納付を委託する場合には、納付書表面にバーコードが表示されている納付書が必要です。

利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。

延滞税の計算方法

具体的には、次の算式によって計算してください。

新 た に 納 付 す べ き 本 税 の 額	×	延滞税の割合 (注)	×	期 間 （ 日 数 ）	延 滞 税 の 額
10,000 円 未 満 の 端 数 切 捨 て				確 定 申 告 期 限 の 翌 日 か ら 完 納 の 日 ま で	100 円 未 満 の 端 数 切 捨 て
3 6 5					=

(注) 令和3年1月1日以降の期間に対応する延滞税の割合

- ① 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「延滞税特例基準割合＋1%」のいずれか低い割合
- ② 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」と「延滞税特例基準割合＋7.3%」のいずれか低い割合

なお、「延滞税特例基準割合」とは、各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいいます。

また、令和2年12月31日以前の期間に対応する延滞税については、上記の割合と異なります。詳しくは、税務署にお尋ねください。

- 新たに納付すべき本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 計算した延滞税の額が1,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 次の場合には、延滞税の計算の基礎となる「期間(日数)」に特例が設けられています。詳しくは、税務署にお尋ねください。
 - ① 期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から1年を経過する日後に更正があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して1年を経過する日後に更正があったとき（偽りその他不正の行為により税金を免れ、又は還付を受けた人に対する更正については、この特例の適用はありません。）
 - ② 期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合

※ 更正、決定又は加算税の賦課決定（以下「更正等」といいます。）によりその確定申告期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した場合で、その更正等により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その更正等の通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限（この通知により新たに納付すべき税額の納期限）から1年以内の期間に限り、納税の猶予が受けられます。

また、納税の猶予が受けられない場合でも、更正等に係る国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること、その納期限から6月以内に申請があることなどの一定の要件を満たすときは、その申請の日等から1年以内の期間に限り、換価の猶予が受けられます。

【減少する税額がある方】

※ 既に納付した税額がこの通知により減少する場合で、他に未納の税額がないときは、銀行等の預貯金口座への振込み又はゆうちょ銀行、郵便局の窓口払いの方法により還付することになります。

□□□□□□□□

殿

税務署長

印

令和 年分所得税及び復興特別所得税の 更正 通知書

加算税の賦課決定

令和 年分の所得税及び復興特別所得税について、下の表のとおり、所得税及び復興特別所得税の額等の更正 及び加算税の賦課決定をします。

この結果、この通知により 新たに納付すべき 税額は、下の表の太い枠内ようになります。
減 少 す る

区 分			㊤ 更 正 前 の 額	㊦ 更 正 後 の 額	㊧ 増 減 (△ 印) 差 額 (㊦ - ㊤)
所 得 金 額	所 得	①	円	円	
	所 得	②			
	所 得	③			
	所 得	④			
	計 (総所得)	⑤			円
所得金額から差し引かれる金額	社 会 保 険 料 控 除 小 規 模 企 業 共 済 掛 金 料 控 除 生 命 保 険 料 控 除 地 震 保 険 料 控 除 寡 婦 学 生 等 養 育 費 控 除 勤 労 者 災 害 補 償 金 等 控 除	⑥			
	配 偶 者 (特 別) 控 除	⑦			
	扶 養 控 除	⑧			
	基 礎 控 除	⑨			
	⑥ か ら ⑨ ま で の 計	⑩			
	雑 医 療 費 (特 例) 控 除	⑪			
	寄 附 金 控 除	⑫			
	所 得 控 除 額 の 計	⑬			
	課 税 さ れ る 所 得 金 額 (⑤ - ⑬)	⑭			
	⑭ に 対 す る 税 額	⑮			
	所得税額から差し引かれる金額	⑯			
		⑰			
		⑱			
	差 引 所 得 税 額 (⑮ - ⑰ - ⑱) (引 き き れ な い と き は 0)	⑲			
	災 害 減 免 額	⑳			
	再 差 引 所 得 税 額 (基 準 所 得 税 額) (⑲ - ⑳)	㉑			
	復 興 特 別 所 得 税 額 (㉑ × 2.1 %)	㉒			
	所 得 税 及 び 復 興 特 別 所 得 税 の 額 (㉑ + ㉒)	㉓			
予 定 納 税 額	源 泉 徴 収 税 額	㉔			円
	申 告 (㉓ - ㉔) 税 額	㉕			
	第 1 期	㉖			
	第 2 期	㉗			
	差 引 納 付 す べ き 税 額 又 は 減 少 (△ 印) (㉕ - ㉖ - ㉗)	㉘			
加 算 税	加 算 税 の 基 礎 と な る 税 額	㉙			加 重 分 等 の 過 少 (無) 申 告 加 算 税 が あ る 場 合 に は 、 付 表 で 計 算 し た 加 算 税 の 額 が ㉙ 欄 に 移 記 し て あ り ま す 。
	加 算 税 の 割 合	㉚	%	%	
	加 算 税 の 額 (㉙ × ㉚)	㉛	円	円	

○ 納付すべき税額は、 年 月 日までに日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付してください。

また、本税（上記㉛の太い枠内の金額）には、確定申告期限の翌日から納付する日まで延滞税がかかりますから、別添の「延滞税の計算方法」により計算して同時に納付してください。

【納付すべき税額がある方】

納 付 場 所

日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署（一定の場合、指定を受けたコンビニエンスストアに納付を委託できます。）

※ コンビニエンスストアに納付を委託する場合には、納付書表面にバーコードが表示されている納付書が必要です。

利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。

延滞税の計算方法

具体的には、次の算式によって計算してください。

新たに納付すべき本税の額	×	延滞税の割合 (注)	×	期 間 （ 日 数 ）	=	延 滞 税 の 額
10,000 円 未 満 の 端 数 切 捨 て				確定申告期限の翌日 から完納の日まで		100 円 未 満 の 端 数 切 捨 て
						3 6 5

(注) 令和3年1月1日以降の期間に対応する延滞税の割合

- ① 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「延滞税特例基準割合＋1%」のいずれか低い割合
- ② 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」と「延滞税特例基準割合＋7.3%」のいずれか低い割合

なお、「延滞税特例基準割合」とは、各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいいます。

また、令和2年12月31日以前の期間に対応する延滞税については、上記の割合と異なります。詳しくは、税務署にお尋ねください。

- 新たに納付すべき本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 計算した延滞税の額が1,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 次の場合には、延滞税の計算の基礎となる「期間(日数)」に特例が設けられています。詳しくは、税務署にお尋ねください。
 - ① 期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から1年を経過する日後に更正があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して1年を経過する日後に更正があったとき（偽りその他不正の行為により税金を免れ、又は還付を受けた人に対する更正については、この特例の適用はありません。）
 - ② 期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合

※ 更正、決定又は加算税の賦課決定（以下「更正等」といいます。）によりその確定申告期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した場合で、その更正等により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その更正等の通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限（この通知により新たに納付すべき税額の納期限）から1年以内の期間に限り、納税の猶予が受けられます。

また、納税の猶予が受けられない場合でも、更正等に係る国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること、その納期限から6月以内に申請があることなどの一定の要件を満たすときは、その申請の日等から1年以内の期間に限り、換価の猶予が受けられます。

【減少する税額がある方】

※ 既に納付した税額がこの通知により減少する場合で、他に未納の税額がないときは、銀行等の預貯金口座への振込み又はゆうちょ銀行、郵便局の窓口払いの方法により還付することになります。

□□□-□□□□

殿

税務署長

印

年分所得税及び復興特別所得税の加算税の賦課決定通知書

年分所得税及び復興特別所得税の 年 月 日の により納付すべき本税
に対する加算税について、次のとおり 賦課決定します。

		賦 課 決 定 額	変 更 決 定 後 の 賦 課 決 定 額	増 減 差 額
申告加算税	① 加 算 税 の 基 礎 と な る 税 額	円	円	加重分等の過少（無）申告加算税がある場合には、 付表で計算した加算税の額が③欄に移記してあります。
	② 加 算 税 の 割 合	%	%	
	③ 加 算 税 の 額 (① × ②)	円	円	
重 加 算 税	④ 加 算 税 の 基 礎 と な る 税 額			加重分の重加算税がある場合には、付表で計算した加算税の額が⑥欄に移記してあります。
	⑤ 加 算 税 の 割 合	%	%	
	⑥ 加 算 税 の 額 (④ × ⑤)	円	円	

この結果、この通知により 新たに納付すべき 減 少 す る 加算税の額は、上の表の太い枠内ようになります。

なお、この納付すべき加算税の額は、 年 月 日までに日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））

又は当税務署に納付することになっています。

○ この処分の理由

本
表
の
三

○ この処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

【納付すべき税額がある方】

※ 納付場所…日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署（一定の場合、指定を受けたコンビニエンスストアに納付を委託できます。）

（注） コンビニエンスストアに納付を委託する場合には、納付書表面にバーコードが表示されている納付書が必要です。

利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。

※ 更正、決定又は加算税の賦課決定（以下「更正等」といいます。）によりその確定申告期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した場合で、その更正等により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その更正等の通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限（この通知により新たに納付すべき税額の納期限）から1年以内の期間に限り、納税の猶予が受けられます。

また、納税の猶予が受けられない場合でも、更正等に係る国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること、その納期限から6月以内に申請があることなどの一定の要件を満たすときは、その申請の日等から1年以内の期間に限り、換価の猶予が受けられます。

【減少する税額がある方】

※ 既に納付した税額がこの通知により減少する場合で、他に未納の税額がないときは、銀行等の預貯金口座への振込み又はゆうちょ銀行、郵便局の窓口払いの方法により還付することになります。

殿

第 _____ 年 _____ 月 _____ 日
 (整理番号)

税務署長

年分所得税及び復興特別所得税の加算税の 決定通知書
 年分所得税及び復興特別所得税の _____ 年 _____ 月 _____ 日の

		賦 課 決 定 額	変 更 決 定 後 の 賦 課 決 定 額	増 減 差 額
	① 加算税の基礎となる税額	円	円	加重分等の過少（無）申告加算税がある場合には、付表で計算した加算税の額が③欄に移記してあります。
	② 加算税の割合	%	%	
	③ 加算税の額 (①×②)	円	円	円
重 加 算 税	④ 加算税の基礎となる税額			加重分の重加算税がある場合には、付表で計算した加算税の額が⑥欄に移記してあります。
	⑤ 加算税の割合	%	%	
	⑥ 加算税の額 (④×⑤)	円	円	円

この結果、この通知により

加算税の額は、上の表の太い枠内ようになります。

本表の三

電子通知

【納付すべき税額がある方】

- ※ 通知に係る加算税の納付の際は、簡単・便利なキャッシュレス納付を是非ご利用ください。
なお、納付書が必要な場合には最寄りの税務署若しくは金融機関にお問い合わせください。
詳しくは、国税庁ホームページの「国税の納付手続」 (<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/index.htm>)
をご覧ください。

- ※ 更正、決定又は加算税の賦課決定（以下「更正等」といいます。）によりその確定申告期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した場合で、その更正等により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その更正等の通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限（この通知により新たに納付すべき税額の納期限）から1年以内の期間を限り、納税の猶予が受けられます。

また、納税の猶予が受けられない場合でも、更正等に係る国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること、その納期限から6月以内に申請があることなどの一定の要件を満たすときは、その申請の日等から1年以内の期間に限り、換価の猶予が受けられます。

【減少する税額がある方】

- ※ 既に納付した税額がこの通知により減少する場合で、他に未納の税額がないときは、銀行等の預貯金口座への振込み又はゆうちょ銀行、郵便局の窓口払いの方法により還付することになります。

-

殿

税務署長 印

年分所得税及び復興特別所得税の加算税の賦課決定通知書

年分所得税及び復興特別所得税の 年 月 日の により納付すべき本税
に対する加算税について、次のとおり賦課決定します。

この結果、この通知により新たに納付すべき加算税の額は、下の表の太い枠内ようになります。

申告加算税	① 加算税の基礎となる税額	円	○ 加重分等の過少（無）申告加算税がある場合には、付表で計算した加算税の額が③欄に移記してあります。 ○ 加重分の重加算税がある場合には、付表で計算した加算税の額が⑥欄に移記してあります。 ○ この新たに納付すべき加算税の額は、 年 月 日までに日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署に納付することになっています。
	② 加算税の割合	%	
	③ 加算税の額 (① × ②)	円	
重加算税	④ 加算税の基礎となる税額		
	⑤ 加算税の割合	%	
	⑥ 加算税の額 (④ × ⑤)	円	

○ この処分の理由

本表の三の二

※ 納付場所…日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署（一定の場合、指定を受けたコンビニエンスストアに納付を委託できます。）

（注） コンビニエンスストアに納付を委託する場合には、納付書表面にバーコードが表示されている納付書が必要です。

利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。

※ 更正、決定又は加算税の賦課決定（以下「更正等」といいます。）によりその確定申告期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した場合で、その更正等により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その更正等の通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限（この通知により新たに納付すべき税額の納期限）から1年以内の期間に限り、納税の猶予が受けられます。

また、納税の猶予が受けられない場合でも、更正等に係る国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること、その納期限から6月以内に申請があることなどの一定の要件を満たすときは、その申請の日等から1年以内の期間に限り、換価の猶予が受けられます。

※ 通知に係る加算税の納付の際は、簡単・便利なキャッシュレス納付を是非ご利用ください。
なお、納付書が必要な場合には最寄りの税務署若しくは金融機関にお問い合わせください。
詳しくは、国税庁ホームページの「国税の納付手続」(<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/index.htm>)
をご覧ください。

※ 更正、決定又は加算税の賦課決定（以下「更正等」といいます。）によりその確定申告期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した場合で、その更正等により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その更正等の通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限（この通知により新たに納付すべき税額の納期限）から1年以内の期間を限り、納税の猶予が受けられます。

また、納税の猶予が受けられない場合でも、更正等に係る国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること、その納期限から6月以内に申請があることなどの一定の要件を満たすときは、その申請の日等から1年以内の期間に限り、換価の猶予が受けられます。

区 分		(A)	(B)	(C) 増減 (△印) 差額 (B) - (A)
所得金額	所得 ①	円	円	
	所得 ②			
	所得 ③			
	所得 ④			
	所得 ⑤			
	計 (総所得) ⑥		円	
	所得 ⑦			
	所得 ⑧			
	所得 ⑨			
所得金額から差し引かれる金額	社会保険料控除 ⑩			
	小規模企業共済等掛金控除 ⑪			
	生命保険料控除 ⑫			
	寡婦、ひとり親、障害者、学生、勤労者、配偶者 (特別) 控除 ⑬			
	扶養控除 ⑭			
	基礎控除 ⑮			
	⑩ から ⑮ までの計 ⑯			
	医療費 (特例) 控除 ⑰			
	寄附金控除 ⑱			
所得控除額の計 ⑲				
課税される所得金額 (⑲の金額を⑥、⑦、⑧、⑨から順に控除)	総所得 ⑳			
	所得 ㉑			
	所得 ㉒			
	所得 ㉓			
算出税額	㉔ に対する税額 ㉔			
	㉕ に対する税額 ㉕			
	㉖ に対する税額 ㉖			
	㉗ に対する税額 ㉗			
	計 ㉘			
所得税額から差し引かれる金額	控除 ㉙			
	控除 ㉚			
	控除 ㉛			
差引所得税額 (㉘ - ㉙ - ㉚ - ㉛)				
(引ききれないときは0)				
災害減免額 ㉜				
再差引所得税額 (基準所得税額) (㉜ - ㉝ - ㉞)				
復興特別所得税額 (㉝ × 2.1%) ㉞				
所得税及び復興特別所得税の額 (㉝ + ㉞) ㉟				
外国税額控除等 ㊱				
源泉徴収税額 ㊲				
申告納税額 (㉟ - ㉝ - ㉞ - ㊲)				円
予定納税額	第 1 期 ㊳			
	第 2 期 ㊴			
確定納税額 (㊳ - ㊴ - ㊵)	納付すべき税額 ㊵			
	還付金の額に相当する税額 ㊶			
損失の繰戻し	還付金の額に相当する所得税額 ㊷			
	減少する所得税額に係る還付加算金 ㊸			
差引納付すべき税額又は減少 (△印) する税額 (㊵ - ㊶ - ㊷ + ㊸)				
申告加算税	加算税の基礎となる税額 ㊹	円	円	加重分の過少(無)申告加算税がある場合には、付表で計算した加算税の額が(㊹)欄に移記してあります。
	加算税の割合 ㊺	%	%	
	加算税の額 (㊹ × ㊺) ㊻	円	円	
重加算税	加算税の基礎となる税額 ㊼			加重分の重加算税がある場合には、付表で計算した加算税の額が(㊼)欄に移記してあります。
	加算税の割合 ㊽	%	%	
	加算税の額 (㊼ × ㊽) ㊾	円	円	
翌年へ繰り越す純損失・雑損失の金額 ㊿				
翌年へ繰り越す株式等に係る譲渡損失の金額 ㋀				
翌年へ繰り越す先物取引に係る損失の金額 ㋁				

青・特
白・農

別表 年分

	(青白)	(整理番号)
--	------	--------

氏名 _____ 殿

区 分		A	B	増減(△印)差額 C (B - A)
所得金額	1	円	円	
	2			
	3			
	4			
	5			
	計 (総所得)			円
	6			
	7			
	8			
所得金額から差し引かれる金額	社会保険料、小規模企業共済等掛金控除	10		
	生命保険料、地震保険料控除	11		
	障害者、寡婦、ひとり親、勤労学生控除	12		
	配偶者、配偶者特別控除	13		
	扶養控除	14		
	基礎控除	15		
	10欄から15欄までの計	16		
	雑損、医療費、医療費(特例)控除	17		
	寄附金控除	18		
	所得控除額の計	19		
課税される所得金額	総所得	20		
(19欄の金額を 6欄、7欄、8欄、9欄 から差し引く)		21		
		22		
		23		
	算出税額	20欄に對する税額	24	
算出税額	21欄に對する税額	25		
	22欄に對する税額	26		
	23欄に對する税額	27		
	計	28		
所得税額		29		
から差し引		30		
かれる金額		31		
差引所得税額(28欄-29欄-30欄-31欄)(引ききれないときは0)		32		
災害減免額		33		
		34		
再差引所得税額(基準所得税額)(32欄-33欄-34欄)		35		
復興特別所得税額(35欄×2.1%)		36		
所得税及び復興特別所得税の額(35欄+36欄)		37		
外国税額控除等		38		
		39		
源泉徴収税額		40		
申告納税額(37欄-38欄-39欄-40欄)		41		円
予定納税額	第1期	42		
	第2期	43		
確定納税額	納付すべき税額	44		
(41欄-42欄-43欄)	還付金の額に相当する税額	45		
損失の繰戻し	還付金の額に相当する所得税額	46		
	減少する所得税額に係る還付加算金	47		
差引納付すべき税額又は減少(△印)する税額	(44欄-45欄-46欄+47欄)	48		
	加算税の基礎となる税額	49	円	円
	加算税の割合	50	%	%
	加算税の額(49欄×50欄)	51	円	円
重加算税	加算税の基礎となる税額	52		
	加算税の割合	53	%	%
	加算税の額(52欄×53欄)	54	円	円
翌年へ繰り越す純損失・雑損失の金額		55		
翌年へ繰り越す株式等に係る譲渡損失の金額		56		
翌年へ繰り越す先物取引に係る損失の金額		57		

電子通知

重加算税がある場合の加算税の基礎となる税額の計算書

あなたの重加算税又は過少（無）申告加算税の基礎となる税額は、この計算書の㉗欄の太枠内に記載しています。

年分

氏名 _____ 殿

		㉑	㉒	㉓	㉔ 隠蔽仮装事由以外 の事実のみに基づ いて更正決定等が あったとした場合 の額 (㉒ - ㉓)	㉕ ㉔のうち電磁的記録 等に記録された事項 に係る部分の額	㉖ ㉔の事実及び㉕の事 項のみに基づいて更 正決定等があったと した場合の額 (㉔ + ㉕)	㉗ 不正当事由部分 の額	㉘ 正当な事由がある と認められる事実 のみに基づいて更 正決定等があった とした場合の額 (㉔ - ㉗)
所得金額	総所得 ①	円	円	円	円	円	円	円	円
	所得 ②								
	所得 ③								
所得金額から差し引かれる金額 ④									
課税される額	総所得 ⑤								
	所得 ⑥								
	所得 ⑦								
算出税額	⑤に対する税額 ⑧								
	⑥に対する税額 ⑨								
	⑦に対する税額 ⑩								
	計 ⑪								
所得税額から差し引かれる金額 ⑫				円		円		円	
差引所得税額 (⑩-⑫) (引ききれないときは0)									
災害減免額 ⑭				円		円		円	
再差引所得税額 (基準所得税額) (⑬ - ⑭)									
復興特別所得税額 (⑬ × 2.1 %)									
所得税及び復興特別 所得税の額 (⑬+⑯)									
外国税額控除等 ⑰				円		円		円	
源泉徴収税額 ⑱									
申告納税額 (⑰ - ⑱ - ⑲)									
予定納税額 ㉑				円		円		円	
確定納税額	納付すべき税額 ㉒								
	還付金相当額 ㉓								
	還付金相当額 (所得税額) ㉔								
損失の繰戻し	減少する所得税額 に係る還付加算金 ㉕								
	増差税額 (㉒、㉓、㉔、㉕は ㉑との増差税額) ㉖			(㉒ - ㉑) 円		(㉓ - ㉑) 円		(㉔ - ㉑) 円	
加算税の基礎となる税額 ㉗				〔重加算税分〕 1万円未満の端数切捨て		〔㉔のうち電磁的記録に係る 加重措置による重加算税分〕 1万円未満の端数切捨て		〔過少(無)申告 加算税分〕 1万円未満の端数切捨て	

() 枚のうち () 枚目

重加算税がある場合の加算税の基礎となる税額の計算書

あなたの重加算税又は過少(無)申告加算税の基礎となる税額は、この計算書の27欄の太枠内に記載しています。

年分		氏名 殿							
		A	B	C	D	E	F	G	H
				隠蔽仮装事由 部分の額	隠蔽仮装事由以外 の事実のみに基づ いて更正決定等が あったとした場合 の額 (B-C)	Cのうち電磁的記 録等に記録された 事項に係る部分の 額	Dの事実及びEの 事項のみに基づい て更正決定等があ ったとした場合の 額 (D+E)	不正当事由部分 の額	正当な事由がある と認められる事実 のみに基づいて更 正決定等があった とした場合の額 (D-G)
所得金額	1	円	円	円	円	円	円	円	円
	2								
	3								
所得金額から差し引かれる金額		4							
課税される所得金額	5								
	6								
	7								
算出税額	5欄に対する税額	8							
	6欄に対する税額	9							
	7欄に対する税額	10							
	計	11							
所得税額から差し引かれる金額		12			円		円		円
差引所得税額(11欄-12欄) (引ききれないときは0)		13							
災害減免額		14			円		円		円
再差引所得税額 (基準所得税額)(13欄-14欄)		15							
復興特別所得税額 (15欄×2.1%)		16							
所得税及び復興特別所得税の額 (15欄+16欄)		17							
外国税額控除等		18			円		円		円
源泉徴収税額		19							
申告納税額 (17欄-18欄-19欄)		20							
予定納税額		21			円		円		円
確定納税額	納付すべき税額	22							
	還付金相当額	23							
損失の繰戻し	還付金相当額 (所得税額)	24							
	減少する所得税額 に係る還付加算金	25							
増差税額 (B、D、F、Hは Aとの増差税額)		26			(B-D) 円		(F-D) 円		(D-H) 円
加算税の基礎となる税額		27			重加算税分 1万円未満の 端数切捨て		Cのうち電磁的記 録に係る加重措置 による重加算税分 1万円未満の 端数切捨て		過少(無) 申告加算税分 1万円未満の 端数切捨て

付表の八

電子通知

加重分等の過少申告加算税がある場合の過少申告加算税の税額の計算書

(通知書又は別表の「過少申告加算税の額」は、この計算書の㉙欄の金額が記載してあります。)

あなたの過少申告加算税については、国税通則法の規定によって計算した通常分の加算税のほかに、次の加算税の特例措置が適用されています。

- ☐ 国税通則法による加算税の5%加重措置
- ☐ 国外財産調書又は財産債務調書に係る加算税の5%軽減措置
- ☐ 国外財産調書又は財産債務調書に係る加算税の5%加重措置
- ☐ 国外財産調書に係る加算税の10%加重措置
- ☐ 優良な電子帳簿保存に係る加算税の5%軽減措置

年分

氏 名 _____ 殿

区 分			前の額	後の額
加 算 税 の 対 象 と な る 税 額			①	
累 積 増 差 税 額	年 月 日の 分	②		
	年 月 日の 分	③		
	年 月 日の 分	④		
	年 月 日の 分	⑤		
	年 月 日の 分	⑥		
① か ら ⑥ の 計			⑦	
期 限 内 申 告 税 額	年 月 日 の 確 定 申 告 分	⑧		
	外 国 税 額 控 除 額	⑨		
	源 泉 徴 収 税 額	⑩		
	予 定 納 税 額	⑪		
	災 害 減 免 額	⑫		
	⑧ か ら ⑫ の 計	⑬		
⑬ の 金 額 と 50 万 円 の い ず れ か 多 い 方 の 金 額			⑭	
① の 金 額 と 「⑦-⑭」 の 金 額 の い ず れ か 少 な い 方 の 金 額			⑮	
重 加 算 税 の 対 象 と な る 税 額			⑯	
国 税 通 則 法	通 常 分	加 算 税 の 基 礎 と な る 税 額 (① - ⑯) (1 万 円 未 満 の 端 数 切 捨 て)	⑰	
		加 算 税 の 額 (⑰ × %)	⑱	
	加 重 分	加 算 税 の 基 礎 と な る 税 額 (⑮ - ⑯) (1 万 円 未 満 の 端 数 切 捨 て)	⑲	
		加 算 税 の 額 (⑲ × 5%)	⑳	
国 外 財 産 調 書 又 は 財 産 債 務 調 書	軽 減 分 5%	加 算 税 の 基 礎 と な る 税 額	㉑	
		加 算 税 の 額 (㉑ × 5%)	㉒	
	加 重 分 5%	加 算 税 の 基 礎 と な る 税 額	㉓	
		加 算 税 の 額 (㉓ × 5%)	㉔	
	加 重 分 10%	加 算 税 の 基 礎 と な る 税 額	㉕	
		加 算 税 の 額 (㉕ × 10%)	㉖	
帳簿保存 優良な電子	軽 減 分 5%	加 算 税 の 基 礎 と な る 税 額	㉗	
	加 算 税 の 額 (㉗ × 5%)	㉘		
過 少 申 告 加 算 税 の 額 (⑱ + ㉔ + ㉖ + ㉘ - ㉒ - ㉖ - ㉘)			㉙	

付表の八の三

加重分等の過少申告加算税がある場合の過少申告加算税の税額の計算書

(通知書又は別表の「過少申告加算税の額」は、この計算書の29欄の金額が記載してあります。)

あなたの過少申告加算税については、国税通則法の規定によって計算した通常分の加算税のほかに、次の加算税の特例措置が適用されています。

- ☐ 国税通則法による加算税の5%加重措置
- ☐ 国外財産調書又は財産債務調書に係る加算税の5%軽減措置
- ☐ 国外財産調書又は財産債務調書に係る加算税の5%加重措置
- ☐ 国外財産調書に係る加算税の10%加重措置
- ☐ 優良な電子帳簿保存に係る加算税の5%軽減措置

年分 氏 名 殿

区 分			
加 算 税 の 対 象 と な る 税 額		1	円
累 積 増 減 税 額	年 月 日の 分	2	
	年 月 日の 分	3	
	年 月 日の 分	4	
	年 月 日の 分	5	
	年 月 日の 分	6	
1 欄 か ら 6 欄 の 計		7	
期 限 内 申 告 税 額	年 月 日の 確 定 申 告 分	8	
	外 国 税 額 控 除 額	9	
	源 泉 徴 収 税 額	10	
	予 定 納 税 額	11	
	災 害 減 免 額	12	
8 欄 か ら 12 欄 の 計		13	
13 欄 の 金 額 と 5 0 万 円 の い ず れ か 多 い 方 の 金 額		14	
1 欄 の 金 額 と 「 7 欄 - 14 欄 」 の 金 額 の い ず れ か 少 な い 方 の 金 額		15	
重 加 算 税 の 対 象 と な る 税 額		16	
国 税 通 則 法	通 常 分	加 算 税 の 基 礎 と な る 税 額 (1万円未満の端数切捨て)	17
		加 算 税 の 額 (17欄 × %)	18
	加 重 分	加 算 税 の 基 礎 と な る 税 額 (1万円未満の端数切捨て)	19
		加 算 税 の 額 (19欄 × 5%)	20
国 外 財 産 調 書 又 は 財 産 債 務 調 書	軽 減 分	加 算 税 の 基 礎 と な る 税 額	21
		加 算 税 の 額 (21欄 × 5%)	22
	加 重 分	加 算 税 の 基 礎 と な る 税 額	23
		加 算 税 の 額 (23欄 × 5%)	24
	加 重 分	加 算 税 の 基 礎 と な る 税 額	25
		加 算 税 の 額 (25欄 × 10%)	26
帳 簿 保 存 子	加 算 税 の 基 礎 と な る 税 額	27	
	加 算 税 の 額 (27欄 × 5%)	28	
過 少 申 告 加 算 税 の 額 (18欄 + 20欄 - 22欄 + 24欄 + 26欄 - 28欄)		29	

付 表 の 八 の 三

電子通知

加重分等の無申告加算税がある場合の無申告加算税の税額の計算書

(通知書又は別表の「無申告加算税の額」は、この計算書の22欄の金額が記載してあります。)

あなたの無申告加算税については、国税通則法の規定によって計算した通常分の加算税のほかに、次の加算税の特例措置が適用されています。

- ☐ 国税通則法による加算税の5%加重措置
☐ 国税通則法による加算税の10%加重措置
☐ 国外財産調書又は財産債務調書に係る加算税の5%軽減措置
☐ 国外財産調書又は財産債務調書に係る加算税の5%加重措置
☐ 国外財産調書に係る加算税の10%加重措置

年分 _____ 氏 名 _____ 殿

区 分					
加 算 税 の 対 象 と な る 税 額		1	円		
累 積 納 付 税 額	年 月 日の 分	2			
	年 月 日の 分	3			
	年 月 日の 分	4			
	年 月 日の 分	5			
	年 月 日の 分	6			
1 欄 か ら 6 欄 の 計		7			
1欄の金額と「7欄－50万円」の金額のいずれか少ない方の金額		8			
重 加 算 税 の 対 象 と な る 税 額		9			
国 税 通 則 法	通常分	加 算 税 の 基 礎 と な る 税 額 (1 万 円 未 満 の 端 数 切 捨 て)	10		
		加 算 税 の 額 (10欄× %)	11	円	
	5% 加 重 分	加 算 税 の 基 礎 と な る 税 額 (1 万 円 未 満 の 端 数 切 捨 て)	12		
		加 算 税 の 額 (12欄× 5%)	13	円	
	10% 加 重 分	加 算 税 の 基 礎 と な る 税 額 (1 万 円 未 満 の 端 数 切 捨 て)	14		
		加 算 税 の 額 (14欄× 10%)	15	円	
	国 外 財 産 調 書 又 は 財 産 債 務 調 書	5%軽減分	加 算 税 の 基 礎 と な る 税 額	16	
			加 算 税 の 額 (16欄× 5%)	17	円
		5% 加 重 分	加 算 税 の 基 礎 と な る 税 額	18	
			加 算 税 の 額 (18欄× 5%)	19	円
10% 加 重 分		加 算 税 の 基 礎 と な る 税 額	20		
		加 算 税 の 額 (20欄× 10%)	21	円	
無 申 告 加 算 税 の 額 (11欄+13欄+15欄－17欄+19欄+21欄)		22	円		

付
表
の
八
の
四

電子通知

国外財産調書又は財産債務調書に係る加算税の軽減・加重措置
がある場合の加算税の基礎となる税額の計算書

あなたの国外財産調書又は財産債務調書に係る加算税の軽減・加重措置の基礎となる税額は、この計算書の27欄の太枠内に記載しています。

年分		氏名 氏 姓							
		A	B	C	D	E	F	G	H
			ただし、付表の八がある場合には、隠蔽仮装事由以外のみに基づいて更正決定等があったとした場合の額	5%軽減措置対象部分の額	5%軽減措置の対象とならない部分の額	5%加重措置対象部分の額	5%軽減措置及び5%加重措置の対象とならない部分の額	10%加重措置対象部分の額	5%軽減措置、5%加重措置及び10%加重措置の対象とならない部分の額
					(B - C)		(B - C - E)		(B - C - E - G)
所得金額	1	円	円	円	円	円	円	円	円
	2								
	3								
所得金額から差し引かれる金額	4								
課税される所得金額	5								
	6								
	7								
算出税額	8								
5欄に対する税額	9								
6欄に対する税額	10								
7欄に対する税額	11								
所得税額から差し引かれる金額	12				円		円		円
差引所得税額(11欄-12欄) (引ききれないときは0)	13								
災害減免額	14				円		円		円
再差引所得税額 (基準所得税額) (13欄-14欄)	15								
復興特別所得税額 (15欄×2.1%)	16								
所得税及び復興特別所得税の額(15欄+16欄)	17								
外国税額控除等	18				円		円		円
源泉徴収税額	19								
申告納税額 (17欄-18欄-19欄)	20								
予定納税額	21				円		円		円
確定納税額	納付すべき税額	22							
	還付金相当額	23							
損失の繰戻し	還付金相当額 (所得税額)	24							
	減少する所得税額 に係る還付加算金	25							
増差税額 (B、D、F、Hは Aとの増差税額)	26			(B - D) 円		(D - F) 円		(F - H) 円	
加算税の基礎となる税額	27			(5%軽減措置 1万円未満の 端数切捨て)		(5%加重措置 1万円未満の 端数切捨て)		(10%加重措置 1万円未満の 端数切捨て)	

付表の八の五

電子通知

優良な電子帳簿保存に係る加算税の軽減措置
がある場合の加算税の基礎となる税額の計算書

あなたの優良な電子帳簿保存に係る軽減措置の基礎となる税額は、この計算書の㉗欄の太枠内に記載しています。

年分		氏 名 _____ 殿			
		㉖	㉗	㉘	㉙
		前の額	後の額	電 磁 的 記 録 事 由 部 分 の 額	電 磁 的 記 録 事 由 部 分 の 額 (㉗ - ㉘)
所得金額	総 所得	①	円	円	円
	所得	②			
	所得	③			
所得金額から差し引かれる額		④			
課税される所得金額	総 所得	⑤			
	所得	⑥			
	所得	⑦			
算出税額	⑤ に 対 す る 税 額	⑧			
	⑥ に 対 す る 税 額	⑨			
	⑦ に 対 す る 税 額	⑩			
	計	⑪			
所得税額から差し引かれる額		⑫			円
差引所得税額 (⑪ - ⑫) (引ききれないときは 0)		⑬			
災 害 減 免 額		⑭			円
再 (差 引 所 得 税 額) (⑬ - ⑭)		⑮			
復興特別所得税額 (⑮ × 2.1 %)		⑯			
所得税及び復興特別 所得税の額 (⑮ + ⑯)		⑰			
外 国 税 額 控 除 等		⑱			円
源 泉 徴 収 税 額		⑲			
申 告 納 税 額 (⑰ - ⑱ - ⑲)		⑳			
予 定 納 税 額		㉑			円
確定納税額	納付すべき税額	㉒			
	還付金相当額	㉓			
損失の繰戻し	還付金相当額 (所得税額)	㉔			
	減少する所得税額に 係る還付加算金	㉕			
	増差税額 (㉓、㉔は ㉑ との増差税額)	㉖			
加 算 税 の 基 礎 と な る 税 額		㉗		〔 優良な電子帳簿の保存に係る軽減部分 1万円未満の端数切捨て 〕	

付表の八の六

優良な電子帳簿保存に係る加算税の軽減措置
がある場合の加算税の基礎となる税額の計算書

あなたの優良な電子帳簿保存に係る軽減措置の基礎となる税額は、この計算書の27欄の太枠内に記載しています。

年分		氏名 _____ 殿			
		A	B	C	D
				電 磁 的 記 録 事 由 部 分 の 額	電 磁 的 記 録 事 由 の 対 象 と な る 部 分 の 額 (B - C)
所得金額	総所得	1	円	円	円
	所得	2			
	所得	3			
所得金額から差し引かれる金額		4			
課税される額	総所得	5			
	所得	6			
	所得	7			
算出税額	5欄に対する税額	8			
	6欄に対する税額	9			
	7欄に対する税額	10			
	計	11			
所得税額から差し引かれる金額		12		円	
差引所得税額 (11欄-12欄) (引ききれないときは0)		13			
災 害 減 免 額		14		円	
昨 差 引 所 得 税 額 (基準所得税額) (13欄-14欄)		15			
復興特別所得税額 (15欄×2.1%)		16			
所得税及び復興特別所得税の額 (15欄+16欄)		17			
外 国 税 額 控 除 等		18		円	
源 泉 徴 収 税 額		19			
申 告 納 税 額 (17欄-18欄-19欄)		20			
予 定 納 税 額		21		円	
確定納税額	納付すべき税額	22			
	還付金相当額	23			
損失の繰戻し	還付金相当額 (所得税額)	24			
	減少する所得税額 に係る還付加算金	25			
増 差 税 額 (B 、 D は A との増差税額)		26		(B - D) 円	
加算税の基礎となる税額		27		(優良な電子帳簿の保存に係る軽減部分 1万円未満の端数切捨て)	

付表の八の六

電子通知

加重分の重加算税がある場合の重加算税の税額の計算書
(通知書又は別表の「重加算税の額」は、この計算書の⑦欄の金額が記載してあります。)

あなたの重加算税については、国税通則法の規定によって計算した通常分の加算税のほかに、次の加算税の特例措置が適用されています。

- ☐ 国税通則法による加算税の10%加重措置
☐ 電子帳簿保存法による加算税の10%加重措置

年分

氏 名 _____ 殿

区 分				前の額	後の額
国 税 通 則 法	通 常 分	加 算 税 の 基 礎 と な る 税 額	①		
		加 算 税 の 額 (①×__%)	②	円	円
	加 重 分	加 算 税 の 基 礎 と な る 税 額	③		
		加 算 税 の 額 (③×10%)	④	円	円
電 子 帳 簿 保 存 法	加 重 分	加 算 税 の 基 礎 と な る 税 額	⑤		
		加 算 税 の 額 (⑤×10%)	⑥	円	円
重 加 算 税 の 額 (② + ④ + ⑥)				⑦	

付表の八の七

04.3

加重分の重加算税がある場合の重加算税の税額の計算書

(通知書又は別表の「重加算税の額」は、この計算書の7欄の金額が記載してあります。)

あなたの重加算税については、国税通則法の規定によって計算した通常分の加算税のほかに、次の加算税の特例措置が適用されています。

- ☐ 国税通則法による加算税の10%加重措置
☐ 電子帳簿保存法による加算税の10%加重措置

年分

氏 名 _____ 殿

区 分				
国 税 通 則 法	通 常 分	加 算 税 の 基 礎 と な る 税 額	1	
		加 算 税 の 額 (1欄× %)	2	円
	加 重 分	加 算 税 の 基 礎 と な る 税 額	3	
		加 算 税 の 額 (3欄× 10%)	4	円
保 存 法	加 重 分	加 算 税 の 基 礎 と な る 税 額	5	
		加 算 税 の 額 (5欄× 10%)	6	円
重 加 算 税 の 額 (2欄+4欄+6欄)			7	

付表の八の七

電子通知

翌年へ繰り越す純損失等の金額の計算書

通知書の別表の「翌年へ繰り越す純損失・雑損失の金額」欄の金額、一般株式等の譲渡所得等の金額、上場株式等の譲渡所得等の金額、分離課税の上場株式等の配当所得等の金額及び分離課税の先物取引の雑所得等の金額は、この計算書によって計算してあります。

年分

氏名 殿

1 繰越損失額控除前の所得金額

所得	所得	所得	所得	所得
1 円	2 円	3 円	4 円	5 円

2 翌年への繰越損失額、一般株式等の譲渡所得等の金額、上場株式等の譲渡所得等の金額、分離課税の上場株式等の配当所得等の金額及び分離課税の先物取引の雑所得等の金額

年分	損失の種類	A前年から繰り越された損失額	B 本年分の所得から控除される繰越損失額	C 翌年への繰越損失額 (A - B)
年 (三年前)	純損	被災事業用資産分	円	
		変動所得分		
		その他分		
		所得		
		所得		
	損失	山所 被災事業用資産分		
		林得 その他分		
		(特定) 居住用財産分		
		雑損		
		雑損		
年 (二年前)	純損	被災事業用資産分		円
		変動所得分		
		その他分		
		所得		
		所得		
	損失	山所 被災事業用資産分		
		林得 その他分		
		(特定) 居住用財産分		
		雑損		
		雑損		
年 (前年)	純損	被災事業用資産分		
		変動所得分		
		その他分		
		所得		
		所得		
	損失	山所 被災事業用資産分		
		林得 その他分		
		(特定) 居住用財産分		
		雑損		
		雑損		
本年	純損失 (前年損に繰り越した除)	被災事業用資産分	〔 (特定) 居住用財産の譲渡損失に係る (特定) 純損失の金額がある場合の翌年へ繰り越す (特定) 居住用財産分以外の純損失の金額は、下の3により計算してあります。 〕	
		変動所得分		
		その他分		
		所得		
		所得		
	損失	山所 被災事業用資産分		
		林得 その他分		
		(特定) 居住用財産分		
		雑損		
		雑損		

一般株式等の譲渡所得等	D欄からG欄には、前年から繰り越された雑損失の金額を控除した後の黒字の金額が書いてあります。	D	円
上場株式等の譲渡所得等		E	
上場株式等の配当所得等		F	
先物取引の事業・雑所得		G	

(注) 「A前年から繰り越された損失額」は、古い年分から順次差し引いて計算してあります。

3 (特定) 居住用財産の譲渡損失に係る(特定)純損失の金額がある場合の翌年へ繰り越す(特定)居住用財産分以外の純損失の金額

	A 純損失の金額 (前年へ繰り戻した純損失の金額は除いてあります。)	B (特定) 居住用財産の譲渡損失に係る(特定)純損失の金額	C 翌年へ繰り越す(特定)居住用財産分以外の純損失の金額 (A - B)
本年	円	円	円

電子通知

付表の九

翌年へ繰り越す株式等に係る譲渡損失の金額の計算書

通知書の別表の「翌年へ繰り越す株式等に係る譲渡損失の金額」欄の金額は、この計算書によって計算してあります。

氏名 殿
1 年分の特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額並びに上場株式等に係る配当所得等の金額（特定上場株式等の配当等に係る配当所得に係る部分の金額については、分離課税を選択したものに限ります。）の計算

一般株式等に係る譲渡所得等の金額 (損失の金額がない場合には0と書いてあります。)	1	円
特定投資株式に係る譲渡損失の金額 (損失の金額がない場合には0と書いてあります。)	2	
上場株式等に係る譲渡所得等の金額 (損失の金額がない場合には0と書いてあります。)	3	
上場株式等に係る譲渡損失の金額 (損失の金額がない場合には0と書いてあります。)	4	
本年分の損益の計算前の特定投資株式に係る譲渡損失の金額 (1欄の金額と2欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額が書いてあります。)	5	
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (3欄の金額と4欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額が書いてあります。)	6	
本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額	7	
本年分の損益の計算前の上場株式等に係る譲渡所得等の金額	8	
本年分の損益の計算後の上場株式等に係る譲渡所得等の金額(8欄－5欄) (所得金額が算出されない場合は0と書いてあります。)	9	
本年分の損益の計算後の特定投資株式に係る譲渡損失の金額(5欄－8欄) (損失の金額が算出されない場合は0と書いてあります。)	10	
本年分で差し引く特定投資株式に係る譲渡損失の金額 (5欄の金額と8欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額が書いてあります。)	11	
本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額(6欄－7欄) (損失の金額が算出されない場合は0と書いてあります。)	12	
本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額(7欄－6欄) (所得金額が算出されない場合は0と書いてあります。)	13	

2 翌年以後に繰り越される特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の生じた年分	前年から繰り越された特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引く特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引くことのできなかった特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額
本年の3年前分 ()年分	特定 円 上場	一般株式 a 円 上場株式 b 上場株式 c 配当等 d	
本年の2年前分 ()年分	特定 円 上場	一般株式 e 上場株式 f 上場株式 g 配当等 h	14 円 15
本年の前年分 ()年分	特定 円 上場	一般株式 i 上場株式 j 上場株式 k 配当等 l	16 17
本年分で一般株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く特定投資株式に係る譲渡損失の金額の合計額 (a+e+i)	18		
本年分で上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く特定投資株式に係る譲渡損失の金額の合計額 (b+f+j)	19		
本年分で上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 (c+g+k)	20		
本年分で分離課税配当所得等金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 (d+h+l)	21		
翌年以後に繰り越される株式等（特定投資株式及び上場株式等）に係る譲渡損失の金額(10欄+12欄+14欄+15欄+16欄+17欄)	22		円

3 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額の計算

前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額 (13欄－21欄) (13欄に記載された金額が0の場合には、記載されません。)	23	円
--	----	---

付表の十

電子通知

先物取引に係る雑所得等の計算書
兼 翌年へ繰り越す先物取引に係る損失の金額の計算書

通知書の別表の「翌年へ繰り越す先物取引に係る損失の金額」又は分離課税の先物取引の雑所得等の金額は、この計算書によって計算してあります。

年分

氏名

1 繰越損失控除前の先物取引に係る雑所得等の金額

先物取引に係る雑所得等の金額	1	円
----------------	---	---

2 翌年へ繰り越す先物取引に係る損失の金額

	A	前年から繰り越された先物取引に係る損失の金額	B	本年分で差し引く先物取引に係る損失の金額	本年分で差し引くことのできなかった先物取引に係る損失の金額(A-B)
その年の3年前	2	円	3	円	
その年の2年前	4		5		(4欄-5欄) 円
その年の前年	7		8		(7欄-8欄)
本年分の先物取引に係る損失の金額(1欄が赤字の場合)					10 (1欄の金額)(※)
翌年へ繰り越す先物取引に係る損失の金額(6欄+9欄+10欄)					11

※ 1欄の赤字の金額が△を付さないで書いてあります。

3 先物取引に係る雑所得等の金額

	繰越損失控除前の金額(1欄が黒字の場合)	本年分で差し引く損失額(3欄+5欄+8欄)	繰越損失控除後の所得金額(12欄-13欄)	14欄の金額から差し引かれる繰越雑損失の金額がある場合には、付表の二、付表の九又は付表の九の二に繰越雑損失控除後の所得金額が書いてあります。
先物取引の雑所得等の金額	12 (1欄の金額) 円	13	14	

付表の十一

電子通知

不 服 申 立 て 等 に つ い て

氏名 _____ 殿

【不服申立てについて】

- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

電子通知

納 税 地	
氏 名	殿

第 号
年 月 日 (整理番号)

税務署長 _____

消費税及び地方消費税の 通知書並びに加算税の賦課決定通知書
自 年 月 日 課税期間分 () の消費税及び地方消費税並びに消費税
至 年 月 日 及び地方消費税の加算税を下記のとおり 及び賦課決定します。

記

区 分		A 既 確 定 額 ()	B 調 査 額 ()
消 費 税	課 税 標 準 額	1	円
	消 費 税 額	2	円
	控 除 過 大 調 整 税 額	3	
	控 除 対 象 仕 入 税 額	4	
	返 還 等 対 価 に 係 る 税 額	5	
	貸 倒 れ に 係 る 税 額	6	
	控 除 税 額 小 計 (4+5+6)	7	
	限 界 控 除 前 の 税 額 (2+3-7)	8	
	控 除 不 足 還 付 税 額 (7-2-3)	9	
	限 界 控 除 税 額	10	
	差 引 税 額 (8-10)	11	
	中 間 納 付 税 額	12	
	納 付 税 額 (11-12)	13	
	中 間 納 付 還 付 税 額 (12-11)	14	
地 方 消 費 税	地方消費税の課税標準となる消費税額	15	
	控除不足還付税額	16	
	還 付 額	17	
	納 税 額	18	
	中 間 納 付 還 付 額	19	
	納 付 還 付 額 (18-19)	20	
	中 間 納 付 還 付 還 付 額 (19-18)	21	
	消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付△印)税額 (13+20-9-14-17-21)	22	
消費税及び地方消費税の合計税額の増減額(減額△印)		23	

賦 課 し た 加 算 税 の 額 の 計 算 明 細			
区 分	加算税の基礎となる税額	加 算 税 の 額	
申告	賦 課 決 定 額	円	円
加 算 税	変 更 決 定 後 の 賦 課 決 定 額		
重 加 算 税	賦 課 決 定 額		
	変 更 決 定 後 の 賦 課 決 定 額		

この通知書により納付すべき税額、減少する税額又は還付金額は、次表のとおりとなります。

区 分	本 税 額	過 少 申 告 加 算 税 額	無 申 告 加 算 税 額	重 加 算 税 額
納 付 す べ き 税 額	円	円	円	円
減 少 す る 税 額				
還 付 金 額				

この処分の理由

--

この通知書に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

電子通知

- 1 納付すべき税額及び延滞税は、同封の納付書・納税告知書により、までに日本銀行(本店、支店、代理店及び歳入代理店(郵便局を含む。))又は当税務署へ納付してください。
 なお、「減少する税額」欄の税額が既に納付されている場合又は「還付金額」欄の税額がある場合において、他に未納の国税等がないときは、銀行等の預貯金口座への振込み又はゆうちょ銀行、郵便局の窓口払いの方法により還付することになります。

※ コンビニエンスストアに納付を委託する場合には、納付書表面にバーコードが表示されている納付書が必要です。利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。

- 2 本税額と併せて納付すべき延滞税は、次の算式により計算してください。

$$\frac{\begin{array}{|c|} \hline \text{納付すべき本税額} \\ \hline \text{(注) 1} \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{延滞税の割合} \\ \hline \text{(注) 2} \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{期間(日数) (注) 3} \\ \hline \text{法定納期限の翌日から} \\ \text{完納の日まで} \end{array}}{365} = \begin{array}{|c|} \hline \text{延滞税の額} \\ \hline \text{(注) 4} \end{array}$$

○ この通知により納付すべき本税額の内訳

消費税	円
地方消費税	円

(注) 1 本税額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。

また、本税額が10,000円以上であって、10,000円未満の端数があるときは、その10,000円未満の端数を切り捨てた後の金額により計算してください。

なお、消費税又は地方消費税のいずれかが減額となる場合には、その減額となる本税額は、上記の算式の本税額には含まれませんのでご注意ください。

- 2 令和3年1月1日以降の期間に対応する延滞税の割合

- ・納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「延滞税特例基準割合+1%」のいずれか低い割合
- ・納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」と「延滞税特例基準割合+7.3%」のいずれか低い割合

なお、「延滞税特例基準割合」とは、各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいいます。

また、令和2年12月31日以前の期間に対応する延滞税については、上記の割合と異なります。

詳しくは、税務署にお尋ねください。

- 3 延滞税のかかる期間は、法定納期限の翌日から完納の日までです。

なお、次のかつこ内に期間の記載がある場合には、その期間は、国税通則法の規定により上記の計算期間に含まれないことになっていきますから、その期間の日数を差し引いた後の日数により延滞税の額を計算してください。

(自・・・至・・・)の期間

- 4 計算した延滞税の額が1,000円未満の場合は、これを納付する必要はありません。

また、計算した延滞税の額が1,000円以上であって、100円未満の端数があるときは、その100円未満の端数は切り捨ててください。

- 3 この更正又は決定が、申告期限から1年を経過してされた場合で、その国税等を一時に納付することができないと認められるときは、原則として納期限内にされた申請により、1年以内の期間、納税の猶予が認められます。

- 4 不明な点がありましたら当税務署にお問い合わせください。

- 5 消費税について、異なった税率を適用している場合の課税標準額及び消費税額の内訳は次のとおりです。

課税標準額		
税率	既確定額() 円	調査額() 円
3.0%分		
4.0%分		
6.3%分		
6.24%分		
7.8%分		

消費税額		
税率	既確定額() 円	調査額() 円
3.0%分		
4.0%分		
6.3%分		
6.24%分		
7.8%分		

納税地	
氏 名	

第 年 月 日 号 (整理番号)

税務署長

消 費 税 及 び 地 方 消 費 税 の 加 算 税 の 賦 課 決 定 通 知 書

自 年 月 日 至 年 月 日 課 税 期 間 分 の 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税 の 加 算 税 を 下 記 の と お り 賦 課 決 定 し ま す 。

記

区 分		加算税の基礎となる税額	加 算 税 の 額
申告 加 算 税	賦 課 決 定 額	円	円
	変 更 決 定 後 の 賦 課 決 定 額		
	この通知書により納付すべき加算税の額 又は減少（△印）する加算税の額		
重加算税	賦 課 決 定 額	円	
	変 更 決 定 後 の 賦 課 決 定 額		
	この通知書により納付すべき加算税の額 又は減少（△印）する加算税の額		

○ 納付すべき加算税の額は、 年 月 日までに日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付してください。

○ 減少する加算税の額が既に納付されている場合で他に未納の国税等がないときは、銀行等の預貯金口座への振込み又はゆうちょ銀行、郵便局の窓口払いの方法により還付することになります。

この処分の理由

この通知書に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

電子通知

不服申立て等について

氏 名 _____ 殿

【不服申立てについて】

- 自 _____ 年 _____ 月 _____ 日 課税期間分の処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に _____ 税務署長
至 _____ 年 _____ 月 _____ 日 国税局長 に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、 _____ 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

氏名 殿

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に
 に対して再調査の請求又は国税不服審判所長(提出先は、
 首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求(法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていない
 ものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があ
 るときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して
 1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(整理番号)

次葉